



出張報告書

令和 8 年 / 月 22 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 無所属
 代表者氏名 池田 りな
 出張者氏名 池田 りな

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 8年 1月 14日

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を簡条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 兵庫県西宮市 医療的ケア児等コーディネーターによる学習会 2 3 4 5
添付書類 <input type="checkbox"/> 出張報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備考

3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

精算額は、令和 7 年 12月 19 日届け出た額 (840 円) と同一額である。

届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

10月	10日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

勉強会の報告書

尼崎市議会議員 池田 リナ

阪神圏域 医療的ケア児支援 超党派議員ネットワーク 勉強会

日時:2026年1月14日(水)13時~15時

阪神圏域 医療的ケア児支援 超党派議員ネットワークが立ち上がりました。同ネットワークは、阪神間の自治体がこれまで培ってきた広域連携の文化を、子ども支援の分野にも生かすことを目的としています。自治体ごとに医療的ケア児の支援内容が異なることによる不公平感を解消し、どこに住んでいても安心して暮らせる環境の整備を目指しています。

はじめに、医療的ケア児および医療的ケアの定義について整理します。一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会では、医療的ケア児について以下のように定義されています。

医療的ケア児とは、日常生活を営む上で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを恒常的に必要とする子どもを指します。

近年、新生児医療の発達により、都市部を中心にNICU(新生児集中治療室)が増設され、超未熟児や先天性疾患を有する子どもであっても救命されるケースが増加していま

す。その結果、医療的ケアを必要としながら地域で生活する子どもは増加傾向にあります。

医療的ケアとは、病院以外の生活の場において行われる、生命維持に不可欠な医療的援助を指します。具体的には、気管内に溜まった痰を吸引する「たん吸引」や経口摂取が困難な場合にチューブを用いて胃へ直接栄養を注入する「経管栄養」などが含まれます。これらのケアは、家族に加え、看護師や研修を受けた保育者等によって実施される場合もあります。

こうした状況を受け、2015年に発足した「永田町こども未来会議」を中心に、医療的ケア児の問題が政治的課題として取り上げられるようになりました。その結果、2016年の児童福祉法改正において、医療的ケア児が初めて法的に位置づけられましたが、当時は自治体の支援が努力義務にとどまり、居住地による支援格差が顕在化していました。その後、2021年6月に医療的ケア児支援法が成立し、自治体の役割は努力義務から責務へと明確に位置づけられました。

勉強会で特筆すべきことを3点述べます。1点目は、医療的ケア児の実態が極めて多様であることです。医療的ケア児という言葉から寝たきりの子どもを想起しがちですが、実際には人工呼吸器を装着しながらランドセルを背負い、学校に通う子どももいます。外見から障がい分かりにくい子ども

ほど、制度のはざまに落ちやすいという課題が指摘されました。

2点目は、全国の医療的ケア児は約2万人に達し、この10年で約2倍に増加していることです。(資料)阪神圏域においても支援を必要とする子どもが存在し、現場ではさまざまな困難が生じています。

教育の場面では、保護者の付き添いや通学手段に関する対応が自治体ごとに異なり、不公平が生じています。高校卒業後には放課後等デイサービスの利用が終了し、居場所を失ういわゆる「18歳の壁」も大きな課題です。

さらに、災害時や停電時には電源確保が生命に直結するため、医療的ケア児一人ひとりに応じた個別避難計画の策定が急務とされています。保護者の就労についても、介護のため離職を余儀なくされる現状があり、継続して働き続けられる環境整備が求められています。加えて、365日24時間続くケアによる家族の疲弊を防ぐためのレスパイト支援の不足も深刻な問題です。

3点目は、レスパイト事業についてです。福岡市における在宅レスパイト事業の取組について紹介がありました。福岡市では、在宅で24時間人工呼吸器を使用する医療的ケア児を対象に、年間48時間を上限として訪問看護を無償提供してきました。

しかし、2025年1月に、7歳の長女の人工呼吸器を外して死亡させたとして母親が逮捕・起訴されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、市は家族の負担軽減の必要性を重く受け止め、2026年8月から利用時間の上限を年間338時間へ拡充する方針を決定しました。併せて相談体制の強化も進めることとし、2026年6月の市議会において、関連事業費約9,400万円を計上した補正予算案が可決されています。

尼崎市においては、医療的ケア児を支える家族が安心してレスパイトケア事業がありません。医療的ケア児のレスパイトケアが実施できる体制の整備について、今後も継続して要望していきます。

本勉強会で得られた知見を踏まえ、今後は各市町議会において調査・検討を進め、阪神圏域全体として医療的ケア児支援のさらなる充実を図っていきます。

医療的ケア児支援に関する（仮）議員連盟 参加のお誘い

各自治体議員のみなさま

平素より、市政発展と市民の皆さんの声を届け行政の懸け橋となる活動、ご尽力大変お疲れさまです。
このたび、「医療的ケア児に対する支援を考える議員連盟」（仮）を立ち上げたいと考えております。
医療的ケアを必要とする子どもたちが、この阪神間の自治体どこに住んでいても地域で安心して生活し、
学び、育つことができる環境づくりは、各自治体共に取り組むべき重要な課題です。
しかし現状では、法律が整った後も保育・教育現場での支援体制、家族への負担軽減、医療と福祉の連携
など、多くの分野で改善の余地があると考えています。
こうした課題に各議会として横断的に取り組み、調査研究・政策提言につなげていくため、議員連盟とし
て活動を進めてまいりたいと考えております。
つきましては、ぜひ多くの方にご参加いただき、共によりよい支援体制の構築を目指し共有できる課題や
考え方を整理していくことができると考えております。
初回の学習会を兼ねた会合を開く予定にしており、下記の日程で開催を予定しておりますので是非ご参加
ください。

呼びかけ人 西宮市議会委員 一色風子
川西市議会議員 角田模司

日時：2026年1月14日（水）13時～15時

場所：西宮市議会議会応接室（予定）参加者多数の場合は場所を再設定します

内容：医療的ケア児等コーディネータをお招きして学習会
議連設立趣旨説明、今後の活動方針についてなど

ご多忙の折とは存じますが、ぜひご出席くださいますようお願い申し上げます。
参加の可否につきまして、2026年1月5日までに以下のQRコードからお申込みください。

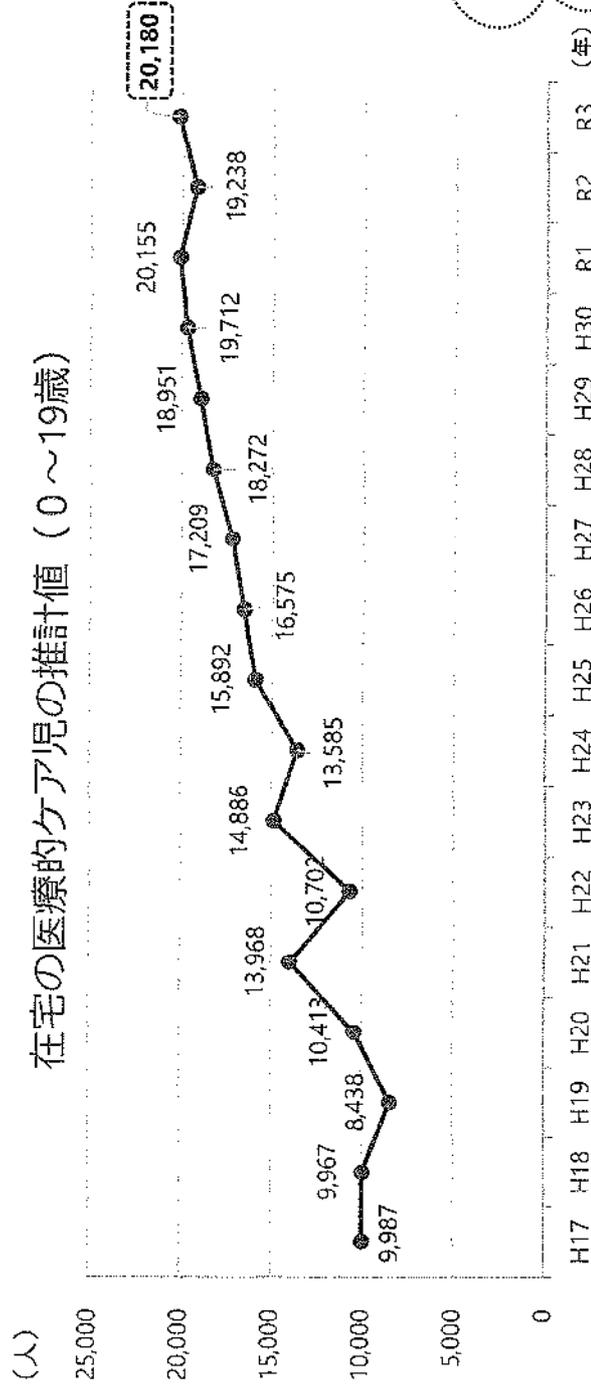


参加申し込みフォーム 何卒よろしく願いいたします。

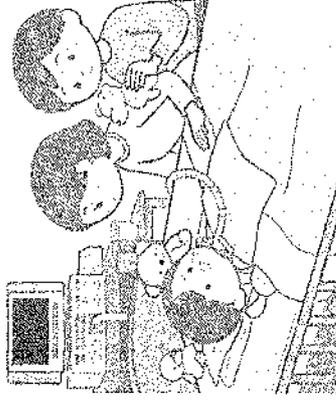
※なお、1月14日には参加できない場合でも情報共有や今後参加されたいという場合は申込フォーム
で表明いただけるようになっておりますのでそちらをご活用ください。次回開催などの情報提供をさせて
いただきます。

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成



その他の医療行為とは、
 気管切開の管理、
 鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、
 ネブライザーの管理、経管栄養、
 中心静脈カテーテルの管理、
 皮下注射、血糖測定、
 継続的な透析、導尿 等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

- 第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。
- 2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

